

# 岐阜県公報

号外(六) 令和八年四月一日

## 規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第四十六号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項第一号中「秘書課」を「知事公室秘書広報課」に改める。

第六条第三項第一号中「岐阜地域環境室」を削り、「県税事務所(自動車税事務所を含む。)」を「県税事務所(自動車税事務所を含む。)」に改める。

別表第一中「秘書広報統括監」を「知事公室長」に改める。

別表第二知事直轄部の部を次のように改める。

知事公室	部長	秘書広報班	知事公室	1 知事公室内の連絡調整に関すること。
知事公室	部長	秘書広報課長	知事公室	2 本部長の秘書に関すること。
知事公室	副部長		知事公室	3 災害見舞及び視察者に関すること。
知事公室	副部長		知事公室	4 災害関係の広報に関すること。
行政管理局	行政管理局	行政管理局	知事公室	災害対策の応援に関すること。

## 目次

### 規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(防災課)	一
岐阜県消防関係職員の服制及び被服貸与規則の一部を改正する規則	(消防課)	三
岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会規則の一部を改正する規則	(健康推進課)	三
岐阜県児童福祉法施行細則及び岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	三
岐阜県工業技術生養成規則を廃止する規則	(産業イノベーション推進課)	四
飛騨・美濃すくれもの認定審査会規則の一部を改正する規則	(地域産業課)	四
岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則	(教育財務課)	四
訓令 甲		
岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令	(情報システム課)	五
大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令	(防災課)	五
岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令	(水資源課)	五

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令和八年四月一日

人事班	知事公室 人事課長	1 災害関係職員の動員、派遣等に関する事。 2 職員研修所の災害対策及び連絡調整に関する事。
職員厚生班	知事公室 職員厚生課長	1 災害関係職員の安全衛生に関する事。 2 被災職員の厚生に関する事。

別表第二総務部の部人事班の項、行政管理班の項及び職員厚生班の項並びに総合企画部の部SDGs推進班の項を削り、同部情報システム班の項の次に次のように加える。

統計班  
総合企画部  
統計課長  
災害対策の応援に関する事。

別表第二環境エネルギー生活部の部環境生活政策班の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同部省エネ・再エネ・社会推進班の項中「省エネ・再エネ・社会推進班」を「省エネ・再エネ社会推進班」に、「省エネ・再エネ・社会推進課長」を「省エネ・再エネ社会推進課長」に改め、同項の次に次のように加える。

自然環境班  
環境エネルギー生活部  
自然環境課長  
自然公園施設等の災害対策に関する事。

別表第二環境エネルギー生活部の部統計班の項を削り、同表健康福祉部の部医療福祉連携推進班の項の次に次のように加える。

健康推進班  
健康福祉部  
健康推進課長  
1 市町村保健センター等の災害対策に関する事。  
2 保健師等の派遣に関する事。

別表第二健康福祉部の部保健医療班の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同部生活衛生班の項第三号中「火葬場」を「化製場」に改め、同表子ども・女性部の部男女共同参画推進班の項第三号中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同表商工労働部の部地域産業班の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 アクティブGの災害対策及び連絡調整に関する事。  
別表第二商工労働部の部県産品流通支援班の項を削り、同表観光文化スポーツ部の部

観光文化スポーツ政策班の項第二号中「観光施設等」を「旅券センター」に改め、「災害対策」の下に「及び連絡調整」を加え、同部観光資源活用班の項を次のように改める。

観光企画班	観光文化スポーツ部 観光企画課長	1 岐阜関ヶ原古戦場記念館の災害対策及び連絡調整に関する事。 2 観光施設等の災害対策に関する事。
-------	---------------------	--

別表第二観光文化スポーツ部の部国際交流班の項及びびねりんピック推進事務班の項並びに都市建築部の部都市公園班の項を削り、同部リニア推進班の項の次に次のように加える。

公園緑地班  
都市建築部  
公園緑地課長  
都市公園施設の災害対策及び支援に関する事。

別表第二警察部の部警備総括班の項中  
「警備第二課長」を「警備総務課長」  
「警備第一課長」を「警備第一課長」に改め、  
「警備第二課長」を「警備第二課長」  
「人身安全対策課長」

同部生活安全総括班の項中  
「少年課長」を「少年課長」  
「生活環境課長」を「生活環境課長」  
「サイバー犯罪対策課長」  
に改める。

別表第三災害情報集約チームの項中「広報班」を「秘書広報班」に改め、同表職員派遣チームの項中「総務部長」を「知事公室次長」に、「総務部次長」を「知事公室次長」に、「総務部各班」を「知事公室各班（秘書広報班を除く）」に改め、同表渉外チーム

「秘書班」を「秘書広報班」に改め、「ねりんピック推進事務班」を削り、同表医療救護チームの項中「医療救護チーム」を「保健医療福祉チーム」に、「健康福祉部次長」を「子ども・女性部次長」に、「医療救護体制」を「保健医療福祉体制」に、

「子ども・女性部次長」に、「子ども・女性部次長」  
「医療機関」を「医療機関等」に改め、同表食料物資チームの項中「観光資源活用班」を「観光企画班」に改め、「国際交流班」を削り、同表ライフライン・危険度判定チー

△の項第二号中「応急危険度判定」を「危険度判定」に改める。  
別表第五建築班の項第一号中「応急危険度判定」を「危険度判定」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県消防関係職員の新制及び被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

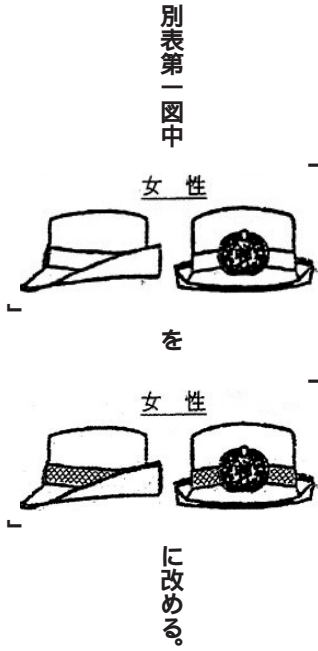
岐阜県規則第四十七号

岐阜県消防関係職員の新制及び被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県消防関係職員の新制及び被服貸与規則（昭和三十六年岐阜県規則第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「**は**」を「**こ**」に改める。

別表第一制帽の部冬帽の款制式の項中「帽のまわりに濃紺色又はその類似色のリボン巻くもの」を「円形つば型」に改め、同款帯章の項中「男性の場合は」を「帽の」に改める。



別表第二備考を次のように改める。

備考

一 消防学校に勤務する職員に対する被服の貸与期間についてはこの表の規定にかかわらず、貸与期間の欄に定める期間の二分の一とする。

二 気候その他の事情により消防課長、消防学校長又は県事務所長が認めた場合は、冬服及び夏服の使用期間を変更することができる。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四十八号

岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会規則の一部を改正する規則

岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会規則（平成二十五年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「健康福祉部保健医療課」を「健康福祉部健康推進課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県児童福祉法施行細則及び岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四十九号

岐阜県児童福祉法施行細則及び岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

（岐阜県児童福祉法施行細則の一部改正）

第一条 岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の九の見出し中「指定申請等」を「指定を受けた旨の掲示」に改め、同条第

一 項を削り、同条第二項を同条とする。

第五条の十を次のように改める。

第五条の十 削除

第五条の十一の二を削る。

第五条の十一の見出し中「変更」を「再開」に改め、同条第一項中「届出は、名称及び所在地その他施行規則で定める事項の変更に係るものにあつては変更届出書（別記第十五号様式の十三）により、事業の再開に係るものにあつては」を「事業の再開に係る届出は、」に改め、同条第三項を削る。

別記第十五号様式の十二から別記第十五号様式の十三までを次のように改める。

別記第十五号様式の十二及び別記第十五号様式の十三 削除

（岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正）

第二条 岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年岐阜県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「の申請等」を「を受けた旨の掲示」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三条及び第四条を削る。

第五条の見出し中「変更」を「再開」に改め、同条第一項中「届出は、名称及び所在地その他主務省令で定める事項の変更に係るものにあつては別記第三号様式により、事業の再開に係るものにあつては別記第四号様式」を「事業の再開に係る届出は、別記第一号様式」に改め、同条第二項中「別記第四号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第三項を削り、同条を第三条とする。

第六条中「別記第五号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第四条とし、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

第九条中「別記第六号様式」を「別記第三号様式」に、「別記第七号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第七条とし、第十条を第八条とする。

別記第一号様式から別記第三号様式までを削る。

別記第四号様式中「第5号」を「第3号」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第五号様式中「第6号」を「第4号」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第六号様式中「第9号」を「第7号」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第七号様式中「第9号」を「第7号」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県工業技術生養成規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十号

岐阜県工業技術生養成規則を廃止する規則

岐阜県工業技術生養成規則（昭和三十五年岐阜県規則第六十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十一号

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則（平成二十五年岐阜県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「商工労働部県産品流通支援課」を「商工労働部地域産業課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十二号

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則（昭和四十六年岐阜県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 令和八年四月から六月までの月割額に係る納入期限は、それぞれ同年九月二十日まで延長するものとする。この場合において、第三条、第四条、第五条第二項、第六条及び第七条の規定は、適用しない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十六号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及び組織規則第二十三条に規定する秘書広報統括監」を「知事公室にあつては、室長」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 局長 組織規則第十八条の二第一項に規定する局長をいう。

第三条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 局長の署名

第四条第一項の表副知事署名の項中「秘書課長」を「秘書広報課長」に改め、同表部長の署名、事務局長の署名の項中「部長の署名」の下に「局長の署名」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十七号

庁中一般  
各現地機関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「秘書広報統括監」を「知事公室長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十八号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県水資源問題協議会設置規程（昭和四十年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「秘書広報統括監」を「知事公室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社